

事務局 (松木局長)	ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。									
部会長	<p>みなさま、おはようございます。ただいまから第709回農地部会を開催いたします。本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の永田委員さん、東中島地区の山田委員さんのお二人にお願いいたします。</p> <p>なお、本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号までの、9件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>なお、本日は、本年最後の部会となります。</p> <p>それではまず、第1号議案、農地法第18条6項解約通知専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご報告いたします。1番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償として給付金を支払うこととしております。</p> <p>以上でございます。</p>									
部会長	ありがとうございます。ただいま、第1号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
一同	意見なし									
部会長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、第2号議案、農地法第4条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>									
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成27年10月26日から11月25日までに専決処理した案件は18件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら18件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 1653 979 1771"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>9件</td> <td>4,680 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>5件</td> <td>1,518 m²</td> </tr> <tr> <td>公的用地</td> <td>4件</td> <td>276 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。以上でございます。</p>	住宅用地	9件	4,680 m ²	商工業用地	5件	1,518 m ²	公的用地	4件	276 m ²
住宅用地	9件	4,680 m ²								
商工業用地	5件	1,518 m ²								
公的用地	4件	276 m ²								
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま、第2号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。									
一同	意見なし									
部会長	はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。									

事務局 (藤久次長)	<p>続きまして、第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成27年10月26日から11月25日までに専決処理した案件は28件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら28件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 533 986 607"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>22件</td> <td>8,522 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>6件</td> <td>2,278 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>以上でございます。</p>	住宅用地	22件	8,522 m ²	商工業用地	6件	2,278 m ²
住宅用地	22件	8,522 m ²					
商工業用地	6件	2,278 m ²					
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第3号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>						
一同	<p>異議なし</p>						
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>						
事務局 (渡部副主幹)	<p>それではご報告いたします。</p> <p>1番、本件は強化促進法により、平成25年6月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、地番錯誤により、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は農地法第3条許可により、昭和47年10月6日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は農地法第3条許可により、平成元年4月11日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>						
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご意見、ご異議等ございませんか。</p>						
一同	<p>異議なし</p>						
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>						

<p>一同</p> <p>部会長</p> <p>事務局 (渡部副主幹)</p>	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして、第 5 号議案、農地法第 3 条許可申請について議題といたします。</p> <p>委員のみなさまにお諮りをいたします。お手元に追加議案として、二枚ものの紙が置いているかと思いますがけれども、この 5 号議案に併せて、進行させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>はい。ありがとうございます。では、そのような方法でまいります。それでは事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。 お手元に審査基準 1 号から 7 号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1 番、譲受人の奥村さんは、農地約 137 アールを耕作する農業者でございます。 この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。</p> <p>2 番、譲受人の福本さんは、農地約 76 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に隣接する耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。</p> <p>3 番、譲受人の加納さんは、新規農業者でございます。 この度、本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。 なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>4 番、譲受人の鎌田さんは、農地約 114 アールを耕作する農業者でございます。 この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。</p> <p>5 番、譲受人の梶野さんは、農地 43 アールを耕作する農業者でございます。 この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。</p> <p>6 番、取り下げでございます。</p> <p>7 番、譲受人の渡部さんは、農地約 72 アールを耕作する兼業農家でございます。 この度、自宅に隣接し、耕作便利な本申請地を、取得しようとするものでございます。</p> <p>8 番、譲受人の岡本さんは、農地約 182 アールを耕作する農業者でございます。 この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするもので</p>
---	---

	<p>ございます。</p> <p>9番、譲受人の西原さんは、農地約78アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近く耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模の拡大をしようとするものです。</p> <p>10番、譲受人の山本さんは、新規農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>11番、譲受人の河野さんは、農地約186アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。</p> <p>続きまして、追加議案についてご説明いたします。</p> <p>お手元の追加議案及び調査票を併せてご覧ください。</p> <p>第708回農地部会にて、所有する農地に違反転用があったため、本人保留となっていました案件でございますが、12月8日に4条届出が受理され、違反の解消がされたため、保留を解くものでございます。</p> <p>受人の三好さんは、農地約57アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近く耕作便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模の拡大をしようとするものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>部会長 はい。ありがとうございます。 ただいま、事務局から説明がありました。 それでは次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。 まず、10ページ、3番は久谷地区でありますので、池田委員さんお願いします。</p> <p>池田友邦 委員 先ほど事務局からご説明していただきましたように、申請人の加納さんは、3,468㎡の農地を譲渡人より譲受けをいたしまして農業従事していきたいと、今回申請に及びました。 知人より指導を受け、耕作していくとしております。 また、農機具については、譲渡人より購入するということです。 地元地区審査におきまして農業に対する意欲について確認しましたところ、問題ないと判断し、地元委員として了承いたしました。 なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。</p> <p>部会長 続きまして、10番ですけれども、所在地が東中島地区でありますので、山田委員さんからお願いします。</p> <p>山田委員 それではご説明いたします。 先ほど事務局から説明がございましたように、申請人の山本さんは、現在、三津地区にお住まいですが、元々、中島の出身でございます。</p>
--	---

<p>部会長</p> <p>熊田委員</p>	<p>この度、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、以前より実家の農作業を手伝っており、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>同じく、住所地が三津地区ですので、新浜地区の熊田委員さんからお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど地元委員さんからも詳しくご説明がありまして、譲受人の山本浩太郎氏は三杉町に居住しておりますが、今般、東中島地区の農地を譲り受け、新規就農をお考えであります。</p> <p>住所地審査におきましても営農体制等を確認させていただきまして、耕作意欲も十分に見受けられましたので、住所地委員としても了承いたしました。なお、本部会でのご審議、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>一同</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、第5号議案につきまして、事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。</p> <p>本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第6号議案、農地法第5条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>はい。それではご説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、現在、父親と同居しておりますが、現居宅が何かと手狭なことから、この度、本申請地を妻の父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件受人は、松山認定こども園星岡を運営する学校法人でございますが、この度、待機児童解消のため、現駐車場に園舎を増築することになり、その代替えとして隣接する本申請地を取得し、約50台分の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>本件は、申請面積が1,000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。</p>

	<p>3番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖父より譲り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適する甲種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。次に、地元委員さんから説明をお願いします。</p> <p>2番は石井地区でありますので、戒能明久委員さんからお願いします。</p>
戒能明久委員	<p>はい。それでは地元説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請者の、学校法人松山学園は、現在、星岡二丁目に事務所を置き、認定こども園の運営等を主たる事業とする法人です。</p> <p>今般、受け入れ児童の増加に伴い、駐車場に不足を来したことから、従来の露天駐車場の隣接地を露天駐車場とするため、農地転用の許可申請に及んだものです。</p> <p>目的、内容ともに適切と認められることから、地元としては了承しましたが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、第6号議案について、事務局ならびに地元委員さんからの説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第7号議案、平成27年度第9号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件11件の内、使用貸借権設定が9件、賃借権設定が1件で、その内訳は、新規が33筆、更新が1筆です。また、その他に17ページにある所有権移転が1件で2筆となっております。利用集積計画総面積は合計38,268㎡でございます。</p> <p>まず、14ページの番号1の譲り受け人は、約56アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号2の譲り受け人は、約1,420アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしております。</p> <p>番号3の譲り受け人は、約520アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとして</p>

	<p>います。</p> <p>番号 4 の譲り受け人は、約 96 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 5 の譲り受け人は、約 114 アールを耕作する農業協同組合で、新たに貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 6 の譲り受け人は、約 176 アールを耕作する農業生産法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 7 と 8、16 ページの 9 と 10 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に 3 月頃正式に転貸される予定です。</p> <p>17 ページの番号 11 の譲り受け人は、約 545 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与によって取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 27 年 12 月 15 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま第 7 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認するといたします。
事務局 (渡部副主幹)	次に、第 8 号議案農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
	それではご報告いたします。
	平成 27 年 10 月 26 日から 11 月 25 日までに専決処理した案件は 20 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。
	これら 20 件につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。
	以上でございます。
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
	続きまして、第 9 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。

<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>なお、今回の納税猶予を受ける農地のうち、平田町952番については、相続人本人の申し出により、農業用倉庫部分を除外しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第9号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案、9件の審議は全て終了いたしました。</p> <p>ここで委員さん何かご意見などございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>意見なし</p>
<p>部会長</p>	<p>無いようでしたら、事務局から連絡事項がございますので、事務局よろしくお願いたします。</p>
<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>事務局から三点連絡事項があります。</p> <p>まず、一点目は、平成28年1月29日の午後2時30分から第155回松山市農業委員会総会を松山市役所本館11階で開催する予定です。近日中にご案内の文書をお送りさせていただきますので、事務局に出欠のご連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>二点目は、今年一度回収しました黄色の平成27年度農業委員活動記録ノートですが、前回返却時から現在に至るまでの活動状況をご記入いただきまして、来年1月の農地部会か総会の際に事務局へご提出ください。なお、平成28年度、来年度の農業委員活動記録ノートにつきましては、出版元から発行が遅れているという連絡がありまして、後日発行され次第、皆様に送付いたします。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、机、お手元にお配りしている黒い手帳は、来年の農業委員会手帳でございますので、日頃の活動にご活用ください。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>

部会長	はい。ありがとうございました。それでは事務局さん、他には。
事務局 (松木局長)	はい。
部会長	はい。局長さん。
事務局 (松木局長)	次回の農地部会でございますが、1月の8日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
部会長	はい。それでは、以上で第709回農地部会を閉会いたします。お疲れ様でした。
事務局 (松木局長)	ご起立願います。 礼。

午前 11 時 10 分閉会